

○評価項目

評価項目	評価基準	施工能力評価型												
		II型		I型①				I型②						
		2.5億円未満(B・C・D等級) (舗装:0.8億円未満(B等級))		2.5億円以上(舗装:0.8億円以上) (A・B等級)										
		評価	配点	工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事		工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事				
評価	配点			評価	配点	評価	配点	評価	配点					
技術者	同種工事の施工実績 (過去15年間の同種工事実績の同種性・立場)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	7.0		3.0		3.0		3.0		7.0		7.0	
		より同種性の高い工事において監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0	3.5	7.0
		同種性が認められる工事において監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	工事成績 (過去10年間の開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての任意の1工事、同一工事区分) ※1、※2	83点以上	8.0		3.0		3.0		3.0		8.0		8.0	
		82点以上83点未満	7.3		2.8		2.8		2.8		7.3		7.3	
		81点以上82点未満	6.6		2.6		2.6		2.6		6.6		6.6	
		80点以上81点未満	5.9		2.4		2.4		2.4		5.9		5.9	
		79点以上80点未満	5.2		2.2		2.2		2.2		5.2		5.2	
		78点以上79点未満	4.5		2.0		2.0		2.0		4.5		4.5	
		77点以上78点未満	3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0	3.8	8.0
		76点以上77点未満	3.1		1.6		1.6		1.6		3.1		3.1	
		75点以上76点未満	2.4		1.4		1.4		1.4		2.4		2.4	
		74点以上75点未満	1.7		1.2		1.2		1.2		1.7		1.7	
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
		72点以上73点未満	0.3		0.8		0.8		0.8		0.3		0.3	
72点未満、又は実績なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0			
北海道開発局長優良工事表彰等 (過去4年間、但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。)	局長表彰あり(同一事業部門限定)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	海外インフラプロジェクト優秀技術者賞 国土交通大臣賞 ※6	3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		
	網走開発建設部長表彰あり(同一事業部門限定)	1.5	重複なし	1.5	重複なし	1.5	重複なし	1.5	重複なし	1.5	重複なし	1.5	重複なし	
	海外インフラプロジェクト優秀技術者賞 国土交通大臣奨励賞 ※6	1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		
CPDへの取組	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0		
施工監理能力の確認(書面)	過去の同種工事の実績・経験を踏まえた、当該工事での留意事項等			10.0		10.0		10.0		10.0		10.0		
	秀 優 良 可			6.7	10.0	6.7	10.0	6.7	10.0	6.7	10.0	6.7	10.0	
小 計 (技術者配点)			19.0		19.5		19.5		19.5		19.0		19.0	
企業	同種工事の施工実績 (過去15年間)	より同種性の高い工事実績あり	4.0		4.0		5.0		5.0		5.0		5.0	
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0
	工事成績 (過去2年間の開発局発注工事の成績平均点。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」の工事成績平均点を評価。) ※1、※2	83点以上	5.0		5.0		6.0		6.0		6.0		6.0	
		82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5		5.5		5.5		5.5	
		81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0		5.0		5.0		5.0	
		80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5		4.5		4.5		4.5	
		79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0		4.0		4.0		4.0	
		78点以上79点未満	3.0	5.0	3.0	5.0	3.5	6.0	3.5	6.0	3.5	6.0	3.5	6.0
		77点以上78点未満	2.6		2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0	3.0	6.0	3.0	6.0
		76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5		2.5		2.5		2.5	
		75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0		2.0		2.0		2.0	
		74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5		1.5		1.5		1.5	
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
		72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5		0.5		0.5		0.5	
	72点未満、又は実績なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
表彰等 [過去2年間の局長等優良工事表彰、過去1年間の北海道開発局i-Con奨励賞、受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞及び当該年度の工事成績優秀企業。ただし、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。]	局長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞:大臣賞あり(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	網走開発建設部長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞:優秀賞あり(同一事業部門限定)	1.0	重複なし(※5)	1.0	重複なし(※5)	1.0	重複なし(※5)	1.0	重複なし(※5)	1.0	重複なし(※5)	1.0	重複なし(※5)	
	北海道開発局i-Con奨励賞あり(同一事業部門限定)	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		
	工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
NETIS登録技術の活用 ※4 [新技術活用の義務化対象工事では使用しない。]	①当該工事の関連分野での技術開発実績(NETIS登録)あり			0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		
	②有用な新技術の当該工事への活用あり			0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	
	上記①と②が同技術である			1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		
	なし			0.0	重複なし	0.0	重複なし	0.0	重複なし	0.0	重複なし	0.0	重複なし	



○評価項目

評価項目	評価基準	施工能力評価型													
		II型		I型①				I型②							
		2.5億円未満(B・C・D等級) (舗装:0.8億円未満(B等級))		2.5億円以上(舗装:0.8億円以上) (A・B等級)											
				工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事		工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事		工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事	
評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点		

○環境性能の高い作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)又は、環境性能の高い作業船(新造船)の評価	保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、出資比率50%以上	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、20%以上50%未満	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、20%未満	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、出資比率50%以上	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)	3.0 (1.5)
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、20%以上50%未満	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)	1.5 (0.7)
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、20%未満	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)	0.5 (0.2)
		上記以外	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※平成22年改正前の窒素酸化物放出量基準を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2を乗じて加点する。【表中の( )数値】

※環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)の評価又は環境性能の高い作業船(新造船)の評価の、どちらか高い配点の基準を採用し、重複した評価はしない。

○有効な新技術の活用(NETIS登録技術の活用と重複評価なし)【新技術活用の原則義務化対象外の工事に適用】(対象外となる工事:営繕、港湾・空港及び農業・水産)

企業	有効な新技術の活用	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		提案された新技術(NETIS未登録)の活用が有効かつ具体的	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○ICT活用工事(選択項目)

企業	ICTの活用	活用あり	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		活用なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○現道に係る道路工事(選択項目)

地域 精細度	維持工事の施工実績 (当該工事区間を含む維持実績)	一般土木工事:年間維持除雪工事の施工実績5年以上あり 舗装工事:舗装維持工事の施工実績5年以上あり	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
-----------	------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※現道に係る工事の場合に、必要に応じ設定する。

○登録基幹技能者等の活用(選択項目)

企業	登録基幹技能者、建設マスター、技能者を対象工事に配置した場合(元請け又は一次下請け)	登録基幹技能者を配置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		建設マスターを配置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		技能士を配置	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○ワークライフバランス等推進企業に対する評価

企業 能力等	ワーク・ライフ・バランス等推進企業等 ※8	次に掲げるいずれかの認定を受けている ①女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ②次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
-----------	-----------------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

○賃上げを実施する企業に対する加算措置

企業	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、賃上げの実施を従業員に表明した企業等の評価	【大企業の場合】対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加 【中小企業の場合】対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加	賃上げ配点 計算式 (技術者の小計+企業の小計)×5%(小数点以下切上げて整数にする)・・・① ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)≥5% ①が配点 ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)<5% ①に1点加算した点数が配点
----	---	--	---

○賃上げ基準に達していない企業への減点措置

企業	賃上げの実施を従業員に表明したが、賃上げ基準に達していない企業への減点	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 ※技術提案評価型は「段階選抜後」に減点	・該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)
----	-------------------------------------	--	---

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

【一般土木・舗装】

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型									
		II型		I型①				I型②			
		2.5億円未満(B・C・D等級) (舗装:0.8億円未満(B等級))		2.5億円以上(舗装:0.8億円以上) (A・B等級)							
				工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事		工事区分等級 A工事		工事区分等級 AB工事	
評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

※1 「一般土木」工事では、工事区分「維持」の維持工事(年間維持除雪等)の成績も評価対象とする。(道路部門限定)

※2 「舗装」工事では、工事区分「維持」の舗装補修工事又は舗装維持工事の成績も評価対象とする。(道路部門限定)

※3 地域精通度の配点について、左欄は道内本店、右欄は道内本支店営業所の場合に対応している。

※4 「有効な新技術の活用」を行う場合は、従来のNETIS評価は行わない。(重複評価はしない)

※5 国土交通省i-Construction 大賞は「河川・道路・港湾(漁港を除く)・営繕」部門のみ対象とする。また、優良工事表彰と国土交通省i-Construction 大賞、北海道開発局i-Con奨励賞の重複加点は行わず、評価値の高い方で評価を行う。

※6 海外インフラプロジェクト優秀技術者認定・表彰制度に係る評価は「河川・道路・港湾(漁港を除く)」部門のみ対象とする。

※7 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績

災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災訓練及び支援体制を対象とする。

なお、各項目の評価対象期間は以下のとおりとする。

【a,b】令和2年度以降から公告開始日時点

【c,d】公告開始日時点

また、災害活動の実態(活動実績)、防災訓練、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績については、以下のとおり記載すること。

a 災害時における活動実績

①災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出勤待機、巡回及び災害対策用機械の運搬等直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。

なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、活動実績に関する書類については、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請があったことを確認出来る資料又は表彰状、感謝状若しくは礼状とする。国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動についての確認書類は、表彰状、感謝状又は礼状に限る。

②評価対象の範囲は、オホーツク総合振興局管内での活動等とする。ただし、網走開発建設部の要請による活動であれば管外での活動も可とする。

③維持除雪工事等(道路)の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害活動実績の対象としない。

b 防災訓練の実績

オホーツク総合振興局管内にて、国、地方自治体(地方自治体や町内会及び学校)が実施するもので、地域の防災活動に繋がる防災訓練の実施や協力した実績を有していること。防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。

c 災害活動拠点の保有

オホーツク総合振興局管内に、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害対応時に資機材の保管が可能な倉庫及び土地を保有していることとする。ただし、利用可能な土地は2,500㎡以上(倉庫を含む)とする。申請に当たり、倉庫等の保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料の写しを添付すること。賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。

d 通年保有資機材の保有

オホーツク総合振興局管内に、災害対応時に利用可能な複数の種類(船舶等も可とする)の資機材(災害協定の資機材一覧における資機材等)を常時保有(災害対応時にリースするものは対象外)していることとする。通年保有資機材については、災害協定締結時の資料として添付された保有状況一覧及び当該団体にて災害対応資機材の保有を証する証明書の写しを添付すること。また、災害協定締結がない、自社が保有する資機材等の場合は、企業等代表者名で作成された保有災害対応資機材一覧表(押印不要)を添付すること。長期リース契約が締結されている場合は、その内容が確認できる資料を添付すること。

※8 一般土木及び建築のうち、A等級の工事を対象とする。

①は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

②は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

③は、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型									
		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型			
		I型①		II型・I型②		I型① 同等評価型		II型・I型② 同等評価型			
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点		
技術者	同種工事の施工実績 (過去15年間の同種工事実績の同種性・立場)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事				3.0		7.0			
		より同種性の高い工事において監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事				1.5		3.5			
		同種性が認められる工事において監理技術者補佐又は担当技術者として従事				0.0		0.0			
	工事成績 (過去10年間の開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての任意の一工事、同一工事区分) ※1	83点以上									
		82点以上83点未満									
	81点以上82点未満										
	80点以上81点未満										
	79点以上80点未満										
	78点以上79点未満										
	77点以上78点未満										
	76点以上77点未満										
	75点以上76点未満										
	74点以上75点未満										
	73点以上74点未満										
	72点以上73点未満										
	72点未満、又は実績なし										
北海道開発局長優良工事表彰等 (過去4年間。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。)	局長表彰あり(同一事業部門限定) 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国王交通大臣賞 ※4 網走開発建設部長表彰あり(同一事業部門限定) 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国王交通大臣奨励賞 ※4										
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り		0.5		1.0		0.5		1.0		
	なし		0.0		0.0		0.0		0.0		
施工監理能力の確認(書面)	当該工事での留意事項等		10.0		10.0		10.0		10.0		
	秀		10.0		10.0		10.0		10.0		
	優		6.7		6.7		6.7		6.7		
	良		3.3		3.3		3.3		3.3		
	可		0.0		0.0		0.0		0.0		
小計(技術者配点)			10.5		1.0		13.5		8.0		
企業	同種工事の施工実績 (過去15年間)	より同種性の高い工事実績あり		(4.0) 5.0		(4.0) 5.0		(4.0) 5.0		(4.0) 5.0	
		同種性が認められる工事実績あり		0.0 (4.0) ※5		0.0 (4.0) ※5		0.0 (4.0) ※5		0.0 (4.0) ※5	
	工事成績 (過去2年間の開発局発注工事の成績平均点。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」の工事成績平均点を評価。) ※1	83点以上		(5.0) 6.0		(5.0) 6.0		(5.0) 6.0		(5.0) 6.0	
		82点以上83点未満		(4.6) 5.5		(4.6) 5.5		(4.6) 5.5		(4.6) 5.5	
		81点以上82点未満		(4.2) 5.0		(4.2) 5.0		(4.2) 5.0		(4.2) 5.0	
		80点以上81点未満		(3.8) 4.5		(3.8) 4.5		(3.8) 4.5		(3.8) 4.5	
		79点以上80点未満		(3.4) 4.0		(3.4) 4.0		(3.4) 4.0		(3.4) 4.0	
		78点以上79点未満		(3.0) 3.5		(3.0) 3.5		(3.0) 3.5		(3.0) 3.5	
		77点以上78点未満		(2.6) 3.0		(2.6) 3.0		(2.6) 3.0		(2.6) 3.0	
		76点以上77点未満		(2.2) 2.5		(2.2) 2.5		(2.2) 2.5		(2.2) 2.5	
		75点以上76点未満		(1.8) 2.0		(1.8) 2.0		(1.8) 2.0		(1.8) 2.0	
		74点以上75点未満		(1.4) 1.5		(1.4) 1.5		(1.4) 1.5		(1.4) 1.5	
		73点以上74点未満		(1.0) 1.0		(1.0) 1.0		(1.0) 1.0		(1.0) 1.0	
		72点以上73点未満		(0.6) 0.5		(0.6) 0.5		(0.6) 0.5		(0.6) 0.5	
		72点未満、又は実績なし		0.0		0.0		0.0		0.0	

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目		評価基準	施工能力評価型								
			若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型		
			I型①		II型・I型②		I型① 同等評価型		II型・I型② 同等評価型		
			評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	
企業	表彰等 [過去2年間の局長等優良工事表彰、過去1年間の北海道開発局i-Con奨励賞、受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞及び当該年度の工事成績優秀企業。ただし、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。]	局長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞：大臣賞あり(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		網走開発建設部長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞：優秀賞あり(同一事業部門限定)	1.0	重複なし (※3)	1.0	重複なし (※3)	1.0	重複なし (※3)	1.0	重複なし (※3)	
		北海道開発局i-Con奨励賞あり(同一事業部門限定)	0.5		0.5		0.5		0.5		
		工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	NETIS登録技術の活用 ※7 [新技術活用の義務化対象工事では使用しない。]	①当該工事の関連分野での技術開発実績(NETIS登録)あり	0.5		0.5		0.5		0.5		
		②有用な新技術の当該工事への活用あり	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	
	地域 精 通 度	本支店・営業所の所在地	上記①と②が同技術である	1.0	重複なし	1.0	重複なし	1.0	重複なし	1.0	重複なし
			なし	0.0	重複なし	0.0	重複なし	0.0	重複なし	0.0	重複なし
		近隣地域での施工実績 (過去10年間のオホーツク総合振興局管内実績)	オホーツク総合振興局管内本店	(2.0)1.0	1.0	(2.0)1.0	1.0	(2.0)1.0	1.0	(2.0)1.0	1.0
			道内本店かつオホーツク総合振興局管内支店・営業所	(1.0)0.5	(2.0)※6	(1.0)0.5	(2.0)※6	(1.0)0.5	(2.0)※6	(1.0)0.5	(2.0)※6
地域 貢 献 度	災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績 ※8	道内本店	0.0	(管内本店が条件の時は配点なし)	0.0	(管内本店が条件の時は配点なし)	0.0	(管内本店が条件の時は配点なし)	0.0	(管内本店が条件の時は配点なし)	
		道内支店・営業所	—		—		—		—		
	災害活動の実態(協定の締結)	a 5件以上あり	(2.0)1.0	1.0(2.0)	(2.0)1.0	1.0	1.0(2.0)	1.0	1.0(2.0)	1.0	
		b 4件以下又はなし	0.0	※6	0.0	※2,※6	0.0	※6	0.0	※2,※6	
	災害活動の実態(協定の締結)	a 災害時における活動実績あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		b 防災訓練の実績	0.5	最大1点まで	0.5	最大1点まで	0.5	最大1点まで	0.5	最大1点まで	
災害活動の実態(協定の締結)	c 管内に災害活動拠点とした社屋を除く倉庫等保有	0.5	ただし、b、c及びdのみ重複あり	0.5	ただし、b、c及びdのみ重複あり	0.5	ただし、b、c及びdのみ重複あり	0.5	ただし、b、c及びdのみ重複あり		
	d 管内に通年保有資機材の保有	0.5		0.5		0.5		0.5			
災害活動の実態(協定の締結)	a 国の機関との締結あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
	b 地方自治体との締結あり	0.5	重複なし	0.5	重複なし	0.5	重複なし	0.5	重複なし		
小計(企業配点)		管内本店	17.5		17.5		17.5		17.5		
		上段:A工事	18.5(16.5)		18.5(16.5)		18.5(16.5)		18.5(16.5)		
小計(企業配点)		管内本店	18.5		18.5		18.5		18.5		
		上段:A工事	20.5(18.5)		20.5(18.5)		20.5(18.5)		20.5(18.5)		
技術提案等	施工計画	適切に記載されている									
		不適切に記載である、又は未記載									
ヒアリング	技術者の施工監理能力	十分な監理能力が確認できる									
		一定の監理能力が期待できる									
ヒアリング	技術者の施工計画の理解度	上記以外									
		施工計画の説明が適切である									
配点合計		施工計画の説明が不適切である									
配点合計		管内本店	28.0		28.0		28.0		28.0		
		上段:A工事	29.0(27.0)		29.0(27.0)		29.0(27.0)		29.0(27.0)		
配点合計		管内本店	18.5		18.5		18.5		18.5		
		上段:A工事	19.5(17.5)		19.5(17.5)		19.5(17.5)		19.5(17.5)		
配点合計		管内本店	31.0		31.0		31.0		31.0		
		上段:A工事	33.0(31.0)		33.0(31.0)		33.0(31.0)		33.0(31.0)		
配点合計		管内本店	26.5		26.5		26.5		26.5		
		上段:A工事	26.5(24.5)		26.5(24.5)		26.5(24.5)		26.5(24.5)		
配点合計		管内本店	29.0		29.0		29.0		29.0		
		上段:A工事	31.0(29.0)		31.0(29.0)		31.0(29.0)		31.0(29.0)		
配点合計		管内本店	19.5		19.5		19.5		19.5		
		上段:A工事	21.5(19.5)		21.5(19.5)		21.5(19.5)		21.5(19.5)		
配点合計		管内本店	33.0		33.0		33.0		33.0		
		上段:A工事	35.0(33.0)		35.0(33.0)		35.0(33.0)		35.0(33.0)		
配点合計		管内本店	26.5		26.5		26.5		26.5		
		上段:A工事	28.5(26.5)		28.5(26.5)		28.5(26.5)		28.5(26.5)		

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型							
		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型	
		I型①		II型・I型②		I型① 同等評価型		II型・I型② 同等評価型	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○舗装工事 選択項目(標準項目に原則的に追加して評価)

企業	舗装施工管理技術者 (一般社団法人日本道路建設業協会認定資格)	1級×1+2級×0.5の値を評価	1.0以上 1.0未満	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0
	技能者の元請比率	(元請の配置予定技能者数+子会社の配置予定技能者数)/全配置予定技能者数	0.7以上 0.7未満	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0
	主要機械の元請比率 注1)	(元請が保有している配置予定主要機械数+子会社が保有している配置予定主要機械数+元請が長期リースしている配置予定主要機械数)/全配置予定主要機械数	0.5以上 0.5未満	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0

注1) ICT活用工事の場合は評価対象外

○漁港工事 選択項目(標準項目に原則的に追加して評価)

企業	漁港漁場関係事業優良請負者表彰(過去2年間)	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
技術者	施工環境監理者の資格	技術士(水産土木)を有している 水産工学技士を有している 上記以外	1.0 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.0	1.0

○作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	作業船の保有	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上 保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満 保有比率20%未満または保険支払比率20%未満 上記以外	2.0 1.0 0.5 0.0	2.0	2.0 1.0 0.5 0.0	2.0	2.0 1.0 0.5 0.0	2.0	2.0 1.0 0.5 0.0	2.0
----	--------	---	--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	-----

○環境性能の高い作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)又は、環境性能の高い作業船(新造船)の評価	保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、出資比率50%以上	2.0 (1.0)	3.0	2.0 (1.0)	3.0	2.0 (1.0)	3.0	2.0 (1.0)	3.0
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、20%以上50%未満	1.0 (0.5)		1.0 (0.5)		1.0 (0.5)		1.0 (0.5)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、20%未満	0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		0.5 (0.2)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、出資比率50%以上	3.0 (1.5)		3.0 (1.5)		3.0 (1.5)		3.0 (1.5)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、20%以上50%未満	1.5 (0.7)		1.5 (0.7)		1.5 (0.7)		1.5 (0.7)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、20%未満	0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		0.5 (0.2)	
		上記以外	0.0 (0.0)		0.0 (0.0)		0.0 (0.0)		0.0 (0.0)	

※平成22年改正前の窒素酸化物放出量基準を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2を乗じて加点する。【表中の()数値】

※環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)の評価又は環境性能の高い作業船(新造船)の評価の、どちらか高い配点の基準を採用し、重複した評価はしない。

○有効な新技術の活用(NETIS登録技術の活用と重複評価なし)【新技術活用の原則義務化対象外の工事に適用】(対象外となる工事:営繕、港湾・空港及び農業・水産)

企業	有効な新技術の活用	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的 提案された新技術(NETIS未登録)の活用が有効かつ具体的 上記以外	2.0 1.0 0.0	2.0	2.0 1.0 0.0	2.0	2.0 1.0 0.0	2.0	2.0 1.0 0.0	2.0
----	-----------	---	-------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型							
		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型	
		I型①		II型・I型②		I型① 同等評価型		II型・I型② 同等評価型	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○現道に係る道路工事(選択項目)

地域 精進度	維持工事の施工実績 (当該工事区間を含む維持実績)	一般土木工事:年間維持除雪工事の施工実績5年以上あり 舗装工事:舗装維持工事の施工実績5年以上あり	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
-----------	------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※現道に係る工事の場合に、必要に応じ設定する。

○ICT活用工事(選択項目)

企業	ICTの活用	活用あり 活用なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0
----	--------	--------------	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----

○登録基幹技能者等の活用(選択項目)

企業	登録基幹技能者、建設マスター、 技能者を対象工事に配置した場 合(元請け又は一次下請け)	登録基幹技能者を配置 建設マスターを配置 技能士を配置 上記以外	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし
----	--	---	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------

○若手技術者の年齢による加点(選択項目)

技術者	配置予定監理(主任)技術者の 年齢に応じて加点	配置予定監理(主任)技術者の年齢が公示日現在満45歳以下である 配置予定監理(主任)技術者の年齢が公示日現在満46歳を超えている	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0
-----	----------------------------	---	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----

※基準は公告日時時点の満年齢

○ワークライフバランス等推進企業に対する評価

企業 能力等	ワーク・ライフ・バランス等推進企 業等 ※9	次に掲げるいずれかの認定を受けている ①女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認 定企業等) ②次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月 1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31 日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日ま での基準)認定企業) ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
-----------	------------------------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

企業	契約を行う予定の年の4月以降に開 始する入札者の最初の事業年度ま たは契約を行う予定の暦年におい て、賃上げの実施を従業員に表明した企 業等の評価	【大企業の場合】対前年度または前年比で給与等受給者一人当た りの平均受給額を3%以上増加 【中小企業の場合】対前年度または前年比で給与総額を1.5%以 上増加	賃上げ配点 計算式 (技術者の小計+企業の小計)×5%(小数点以下切上げて整数にする)・・・① ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)≥5% ①が配点 ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)<5% ①に1点加点した点数が配点							
----	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

○賃上げ基準に達していない企業への減点措置

企業	賃上げの実施を従業員に表明した が、賃上げ基準に達していない企業 への減点	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 ※技術提案評価型は「段階選抜後」に減点	・該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する (賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)							
----	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--



令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型							
		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型		若手技術者育成型	
		I型①		II型・I型②		I型① 同等評価型		II型・I型② 同等評価型	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

- ※1 「一般土木」工事では、工事区分「維持」の維持工事(年間維持除雪等)の成績も評価対象とする。(道路部門限定)
- ※2 II型・I型②の地域精通度について、左欄はI型②、右欄はII型に対応している。
- ※3 国土交通省i-Construction 大賞は「河川・道路・港湾(漁港を除く)・営繕」部門のみ対象とする。また、優良工事表彰と国土交通省i-Construction 大賞、北海道開発局i-Con奨励賞の重複加点は行わず、評価値の高い方で評価を行う。
- ※4 海外インフラプロジェクト優秀技術者認定・表彰制度に係る評価は「河川・道路・港湾(漁港を除く)」部門のみ対象とする。
- ※5 企業の同種工事の施工実績及び工事成績の( )書きは、I型①のうち、予定価格が2.5億円未満の工事又はII型の工事に適用する配点とする。
- ※6 地域精通度の( )書きは、II型の工事、I型①のうち、予定価格が2.5億円未満の工事又は予定価格が2.5億円以上(ABくい上がり)の工事に適用する配点とする。  
 なお、令和5年4月3日付け国官総第230号、国会公契第45号、国官技第399号、国営管第633号、国営計第183号及び国北予第50号「令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」記1(1)を適用する工事については、I型①の工事のうち、予定価格が2.5億円以上の工事及びI型②の工事に適用する配点とする。
- ※7 「有効な新技術の活用」を行う場合は、従来のNETIS評価は行わない。(重複評価はしない)
- ※8 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績  
 災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災訓練及び支援体制を対象とする。  
 なお、各項目の評価対象期間は以下のとおりとする。  
 【a.b】令和2年度以降から公告開始日時点  
 【c.d】公告開始日時点  
 また、災害活動の実態(活動実績)、防災訓練、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績については、以下のとおり記載すること。  
 a 災害時における活動実績  
 ①災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出勤待機、巡回及び災害対策用機械の運搬等直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。  
 なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、活動実績に関する書類については、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請があったことを確認出来る資料又は表彰状、感謝状若しくは礼状とする。国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動についての確認書類は、表彰状、感謝状又は礼状に限る。  
 ②評価対象の範囲は、オホーツク総合振興局管内での活動等とする。ただし、網走開発建設部の要請による活動であれば管外での活動も可とする。  
 ③維持除雪工事等(道路)の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害活動実績の対象としない。  
 b 防災訓練の実績  
 オホーツク総合振興局管内にて、国、地方自治体(地方自治体や町内会及び学校)が実施するもので、地域の防災活動に繋がる防災訓練の実施や協力した実績を有していること。防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。  
 c 災害活動拠点の保有  
 オホーツク総合振興局管内に、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害対応時に資機材の保管が可能な倉庫及び土地を保有していることとする。ただし、利用可能な土地は2,500㎡以上(倉庫を含む)とする。申請に当たり、倉庫等の保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料の写しを添付すること。賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。  
 d 通年保有資機材の保有  
 オホーツク総合振興局管内に、災害対応時に利用可能な複数の種類(船舶等も可とする)の資機材(災害協定の資機材一覧における資機材等)を常時保有(災害対応時にリースするものは対象外)していることとする。通年保有資機材については、災害協定締結時の資料として添付された保有状況一覧及び当該団体にて災害対応資機材の保有を証する証明書の写しを添付すること。また、災害協定締結がない、自社が保有する資機材等の場合は、企業等代表者名で作成された保有災害対応資機材一覧表(押印不要)を添付すること。長期リース契約が締結されている場合は、その内容が確認できる資料を添付すること。
- ※9 一般土木及び建築のうち、A等級の工事を対象とする。  
 ①は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。  
 ②は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。  
 ③は、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。



令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型						技術者育成型 ・チャレンジ型		
		施工計画重視型		施工計画重視型		施工計画重視型				
		施工計画重視型(3項目)		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型・同等評価型				
		評価	配点	評価	配点	評価	配点			評価
企業	表彰等 [過去2年間の局長等優良工事表彰、 過去1年間の北海道開発局i-Con奨励 賞、受賞決定日の翌月1日から2年間 の国土交通省i-Construction大賞又は インフラDX大賞及び当該年度の工事 成績優秀企業。ただし、舗装工事のみ 工事区分「舗装」での表彰を評価。]	局長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX 大賞:大臣賞あり(同一事業部門限定)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	/	
	網走開発建設部長表彰または国土交通省i-Construction大賞又は インフラDX大賞:優秀賞あり(同一事業部門限定)	1.0	重複なし (※3)	1.0	重複なし (※3)	1.0	重複なし (※3)			
	北海道開発局i-Con奨励賞あり(同一事業部門限定)	0.5		0.5		0.5				
	工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
NETIS登録技術の活用 【新技術活用の義務化対象工事では使用しない。】	①当該工事の関連分野での技術開発実績(NETIS登録)あり ②有用な新技術の当該工事への活用あり 上記①と②が同技術である なし	/		/		/		/		
地域精 通度	本支店・営業所の所在地 ※2	オホーツク総合振興局管内本店 管内本店かつオホーツク総合振興局管内支店・営業所 管内本店 管内支店・営業所	1.0 0.5 0.0 -	1.0 0.5 0.3 0.0	(管内本店が 条件の時は 配点なし)	1.0 0.5 0.0 -	1.0 0.5 0.3 0.0	(管内本店が 条件の時は 配点なし)	1.0 0.5 0.3 0.0	(管内本店が 条件の時は 配点なし)
地域貢 献度	近隣地域での施工実績 (過去10年間のオホーツク総合振興局管内実績)	a 5件以上あり b 4件以下又はなし	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	
技術提 案等	簡易な技術提案	a 災害時における活動実績あり b 防災訓練の実績 c 管内に災害活動拠点とした社屋を除く倉庫等保有 d 管内に通年保有資機材の保有 なし	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c及 びdのみ重複あ り	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c及 びdのみ重複あ り	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c及 びdのみ重複あ り	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	
		災害活動の実態(活動実績)、防 災訓練の実績、災害活動拠点及 び通年保有資機材の実績 ※6	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c及 びdのみ重複あ り	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c及 びdのみ重複あ り	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c及 びdのみ重複あ り		
		災害活動の実態(協定の締結)	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし		
小計(企業配点)		管内本店 上記以外	11.0 12.0	管内本店 上記以外	11.0 12.0	管内本店 上記以外	11.0 12.0	/		
ヒア リング	技術者の施工監理能力	4項目評価 3項目評価 2項目評価 1項目評価 評価なし	/		/		/		20.0 15.0 10.0 5.0 0.0	20.0 重複なし
		十分に監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	/		/		/		/	
配点合計		施工計画 適切に記載されている 不適切な記載である、又は未記載	/		/		/		/	
		施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不適切である	/		/		/		/	
配点合計		管内本店 上記以外	39.0 40.0	管内本店 上記以外	31.5 32.5	管内本店 上記以外	33.5 34.5	/		20.0

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型							
		施工計画重視型		施工計画重視型		施工計画重視型		技術者育成型 ・チャレンジ型	
		施工計画重視型(3項目)		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型・同等評価型			
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○舗装工事 選択項目(標準項目に原則的に追加して評価)

企業	舗装施工管理技術者 (一般社団法人日本道路建設業 協会認定資格)	1級×1+2級×0.5の値を評価	1.0以上 ----- 1.0未満	1.0 ----- 0.0	1.0	----- 1.0 ----- 0.0	1.0	----- 1.0 ----- 0.0	1.0	/
	技能者の元請比率	(元請の配置予定技能者数+子会社の配置予 定技能者数)/全配置予定技能者数	0.7以上 ----- 0.7未満	1.0 ----- 0.0	1.0	----- 1.0 ----- 0.0	1.0	----- 1.0 ----- 0.0	1.0	
	主要機械の元請比率 注1)	(元請が保有している配置予定主要機械数+子 会社が保有している配置予定主要機械数+元 請が長期リースしている配置予定主要機械数) /全配置予定主要機械数	0.5以上 ----- 0.5未満	1.0 ----- 0.0	1.0	----- 1.0 ----- 0.0	1.0	----- 1.0 ----- 0.0	1.0	

注1) ICT活用工事の場合は評価対象外

○漁港工事 選択項目(標準項目に原則的に追加して評価)

企業	漁港漁場関係事業優良請負者表 彰(過去2年間)	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	/
技術者	施工環境監理者の資格	技術士(水産土木)を有している 水産工学技士を有している 上記以外	1.0 ----- 0.5 ----- 0.0	1.0	1.0 ----- 0.5 ----- 0.0	1.0	1.0 ----- 0.5 ----- 0.0	1.0		

○作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	作業船の保有	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上 保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満 保有比率20%未満または保険支払比率20%未満 上記以外	2.0 ----- 1.0 ----- 0.5 ----- 0.0	2.0	2.0 ----- 1.0 ----- 0.5 ----- 0.0	2.0	2.0 ----- 1.0 ----- 0.5 ----- 0.0	2.0	/

○環境性能の高い作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	環境性能の高い作業船(作業船 に設置されている原動機)又は、 環境性能の高い作業船(新造船) の評価	保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環 境性能を達成した船であり、出資比率50%以上	2.0 (1.0)	3.0	2.0 (1.0)	3.0	2.0 (1.0)	3.0	/
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環 境性能を達成した船であり、20%以上50%未満	1.0 (0.5)		1.0 (0.5)		1.0 (0.5)		
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環 境性能を達成した船であり、20%未満	0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環 境性能を達成した新造船であり、出資比率50%以上	3.0 (1.5)		3.0 (1.5)		3.0 (1.5)		
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環 境性能を達成した新造船であり、20%以上50%未満	1.5 (0.7)		1.5 (0.7)		1.5 (0.7)		
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環 境性能を達成した新造船であり、20%未満	0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		0.5 (0.2)		
		上記以外	0.0 (0.0)		0.0 (0.0)		0.0 (0.0)		

※平成22年改正前の窒素酸化物放出量基準を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2を乗じて加点する。【表中の()数値】

※環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)の評価又は環境性能の高い作業船(新造船)の評価の、どちらか高い配点の基準を採用し、重複した評価はしない。

○有効な新技術の活用(NETIS登録技術の活用と重複評価なし)【新技術活用の原則義務化対象外の工事に適用】(対象外となる工事:営繕、港湾・空港及び農業・水産)

企業	有効な新技術の活用	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的 提案された新技術(NETIS未登録)の活用が有効かつ具体的 上記以外							
----	-----------	---	--	--	--	--	--	--	--

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型							
		施工計画重視型		施工計画重視型		施工計画重視型		技術者育成型 ・チャレンジ型	
		施工計画重視型(3項目)		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型・同等評価型			
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○現道に係る道路工事(選択項目)

地域 精進度	維持工事の施工実績 (当該工事区間を含む維持実績)	一般土木工事:年間維持除雪工事の施工実績5年以上あり 舗装工事:舗装維持工事の施工実績5年以上あり	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
-----------	------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

※現道に係る工事の場合に、必要に応じ設定する。

○ICT活用工事(選択項目)

企業	ICTの活用	活用あり 活用なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	
----	--------	--------------	------------	-----	------------	-----	------------	-----	--

○登録基幹技能者等の活用(選択項目)

企業	登録基幹技能者、建設マスター、 技能者を対象工事に配置した場合 (元請け又は一次下請け)	登録基幹技能者を配置 建設マスターを配置 技能士を配置 上記以外	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	
----	--	---	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------	--

○若手技術者の年齢による加点(選択項目)

技術者	配置予定監理(主任)技術者の 年齢に応じて加点	配置予定監理(主任)技術者の年齢が公示日現在満45歳以下で ある 配置予定監理(主任)技術者の年齢が公示日現在満46歳を超えている			1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	
-----	----------------------------	---	--	--	------------	-----	------------	-----	--

※基準は公告日時点の満年齢

○ワークライフバランス等推進企業に対する評価

企業 の 能力 等	ワーク・ライフ・バランス等推進企 業等 ※7	次に掲げるいずれかの認定を受けている ①女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認 定企業等) ②次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4 月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月 31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31 日までの基準)認定企業) ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
--------------------	---------------------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

企業	契約を行う予定の年の4月以降に開 始する入札者の最初の事業年度また は契約を行う予定の暦年において、 賃上げの実施を従業員に表明した企 業等の評価	【大企業の場合】対前年度または前年比で給与等受給者一人当 たりの平均受給額を3%以上増加 【中小企業の場合】対前年度または前年比で給与総額を1.5% 以上増加	賃上げ配点 計算式 (技術者の小計+企業の小計)×5%(小数点以下切上げて整数にする)・・・① ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)≥5% ①が配点 ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)<5% ①に1点加点した点数が配点							
----	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

○賃上げ基準に達していない企業への減点措置

企業	賃上げの実施を従業員に表明した が、賃上げ基準に達していない企業 への減点	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 ※技術提案評価型は「段階選抜後」に減点	・該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する (賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)							
----	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

○評価項目

令和6年1月1日以降適用

評価項目	評価基準	施工能力評価型						
		施工計画重視型		施工計画重視型		施工計画重視型		技術者育成型 ・チャレンジ型
		施工計画重視型(3項目)		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型		施工計画重視型(3項目) 若手技術者育成型・同等評価型		
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	

※1 「一般土木」工事では、工事区分「維持」の維持工事(年間維持除雪等)の成績も評価対象とする。(道路部門限定)

※2 施工計画重視型の地域精進度、左欄は道内本店、右欄は道内本支店営業所に対応している。

※3 国土交通省i-Construction 大賞は「河川・道路・港湾(漁港を除く)・営繕」部門のみ対象とする。また、優良工事表彰と国土交通省i-Construction 大賞、北海道開発局i-Con奨励賞の重複加点は行わず、評価値の高い方で評価を行う。

※4 海外インフラプロジェクト優秀技術者認定・表彰制度に係る評価は「河川・道路・港湾(漁港を除く)」部門のみ対象とする。

※5 施工監理能力の確認(書面)における配点について、左欄はパターン1、右欄はパターン2の場合に対応している。

※6 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績

災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災訓練及び支援体制を対象とする。

なお、各項目の評価対象期間は以下のとおりとする。

【a,b】令和2年度以降から公告開始日時点

【c,d】公告開始日時点

また、災害活動の実態(活動実績)、防災訓練、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績については、以下のとおり記載すること。

a 災害時における活動実績

①災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出勤待機、巡回及び災害対策用機械の運搬等直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。

なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、活動実績に関する書類については、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請があったことを確認出来る資料又は表彰状、感謝状若しくは礼状とする。国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動についての確認書類は、表彰状、感謝状又は礼状に限る。

②評価対象の範囲は、オホーツク総合振興局管内での活動等とする。ただし、網走開発建設部の要請による活動であれば管外での活動も可とする。

③維持除雪工事等(道路)の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害活動実績の対象としない。

b 防災訓練の実績

オホーツク総合振興局管内にて、国、地方自治体(地方自治体や町内会及び学校)が実施するもので、地域の防災活動に繋がる防災訓練の実施や協力した実績を有していること。防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。

c 災害活動拠点の保有

オホーツク総合振興局管内に、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害対応時に資機材の保管が可能な倉庫及び土地を保有していることとする。ただし、利用可能な土地は2,500㎡以上(倉庫を含む)とする。申請に当たり、倉庫等の保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料の写しを添付すること。賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。

d 通年保有資機材の保有

オホーツク総合振興局管内に、災害対応時に利用可能な複数の種類(船舶等も可とする)の資機材(災害協定の資機材一覧における資機材等)を常時保有(災害対応時にリースするものは対象外)していることとする。通年保有資機材については、災害協定締結時の資料として添付された保有状況一覧及び当該団体にて災害対応資機材の保有を証する証明書の写しを添付すること。また、災害協定締結がない、自社が保有する資機材等の場合は、企業等代表者名で作成された保有災害対応資機材一覧表(押印不要)を添付すること。長期リース契約が締結されている場合は、その内容が確認できる資料を添付すること。

※7 一般土木及び建築のうち、A等級の工事を対象とする。

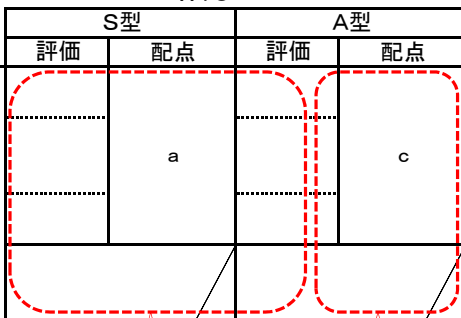
①は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

②は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

③は、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○評価項目

評価項目	評価基準	技術提案評価型								
		非WTO				WTO				
		S型		A型		S型		A型		
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	
技術者	同種工事の施工実績 (過去15年間の同種工事実績の同種性・立場)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	5.0				8.0			
		より同種性の高い工事において監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	2.5	5.0			4.0	8.0		
		同種性が認められる工事において監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0				0.0			
	工事成績 (過去10年間の開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての任意の1工事、同一工事区分) ※1、※2	83点以上	5.0				8.0			
		82点以上83点未満	4.6				7.3			
		81点以上82点未満	4.2				6.6			
		80点以上81点未満	3.8				5.9			
		79点以上80点未満	3.4				5.2			
		78点以上79点未満	3.0				4.5			
		77点以上78点未満	2.6	5.0			3.8	8.0		
76点以上77点未満		2.2				3.1				
75点以上76点未満		1.8				2.4				
74点以上75点未満		1.4				1.7				
北海道開発局長優良工事表彰等 (過去4年間。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。)	局長表彰あり(同一事業部門限定)	3.0	3.0			3.0	3.0			
	海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞 ※4	3.0				3.0				
	網走開発建設部長表彰あり(同一事業部門限定)	1.5	重複なし			1.5	重複なし			
	海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞	1.5				1.5				
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0							
小計(技術者配点)		14.0		19.0						
企業	同種工事の施工実績 (過去15年間)	より同種性の高い工事実績あり	3.0				7.0			
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	3.0			0.0	7.0		
	工事成績 (過去2年間の開発局発注工事の成績平均点。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」の工事成績平均点を評価。) ※1、※2	83点以上	5.0				8.0			
		82点以上83点未満	4.6				7.3			
		81点以上82点未満	4.2				6.6			
		80点以上81点未満	3.8				5.9			
		79点以上80点未満	3.4				5.2			
		78点以上79点未満	3.0				4.5			
		77点以上78点未満	2.6	5.0			3.8	8.0		
		76点以上77点未満	2.2				3.1			
75点以上76点未満	1.8				2.4					
74点以上75点未満	1.4				1.7					
73点以上74点未満	1.0				1.0					
72点以上73点未満	0.6				0.3					
72点未満、又は実績なし	0.0				0.0					
総合評価		5.0		8.0						



○評価項目

評価項目	評価基準	技術提案評価型									
		非WTO				WTO					
		S型		A型		S型		A型			
評価		配点		評価		配点		評価		配点	
表彰等 [過去2年間の局長等優良工事表彰、過去1年間の北海道開発局i-Con奨励賞、受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞及び当該年度の工事成績優秀企業。ただし、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。]  地域貢献度 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績 ※5  災害活動の実態(協定の締結)	局長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞:大臣賞あり(同一事業部門限定)	下表	2.0	2.0	2.0	2.0	総合評価	0~60.0	×1.0 ×0.5 ×0.0	技術提案の評価点に係数を乗じる	技術提案の評価点に係数を乗じる
	網走開発建設部長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞:優秀賞あり(同一事業部門限定)		1.0	重複なし ※3	1.0	重複なし ※3					
	北海道開発局i-Con奨励賞あり(同一事業部門限定)		0.5		0.5						
	工事成績優秀企業		0.5	0.5	0.5	0.5					
	a 災害時における活動実績あり		1.0	1.0	最大1点まで ただし、b、c及びdのみ重複あり						
	b 防災訓練の実績		0.5								
	c 管内に災害活動拠点とした社屋を疎く倉庫等保有		0.5								
	d 管内に通年保有資機材の保有		0.5								
	なし		0.0								
	a 国の機関との締結あり		1.0	1.0	重複なし						
b 地方自治体との締結あり	0.5										
なし	0.0										
小計(企業配点)		12.5	17.5		20.0						
簡易な技術提案	施工上の課題に対する考え方等										
技術提案等	技術提案(WTOは段階選抜時)	高い効果が期待できる 効果が期待できる 一般的事項のみの記載となっている						0~25.0			
	技術提案(WTOは段階選抜後)	高い効果が期待できる 効果が期待できる 一般的事項のみの記載となっている		30.0 (6点×5提案)				35.0~60.0			
	技術提案	施工上の課題に対し最も優位な効果が期待できる 施工上の課題に対し優位な効果が期待できる 施工上の課題に対し効果が期待できる 不適切ではないが一般的事項のみの記載となっている 技術提案が不適切である				70.0					70.0
	技術者の施工管理能力	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	5.0 2.5 0.0	×1.0 ×0.5 ×0.0							
技術提案に対する理解度	提案を十分理解している 提案を理解している 上記以外	30.0	×1.0 ×0.5 ×0.0								
配点合計			56.5		106.5		60.0		70.0		



令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

【一般土木・舗装】

令和6年1月1日以降適用

○評価項目

評価項目	評価基準	技術提案評価型							
		非WTO				WTO			
		S型		A型		S型		A型	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○表彰等 選択項目(技術提案評価型(S型)非WTO工事のうち、段階的選抜方式を実施する場合に対象)

企業	表彰等 (過去2年間の局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業。または、過去3年間の国土技術開発賞の受賞実績。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。)	局長表彰あり(同一事業部門限定) または、過去3年間の国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞)	2.0	2.5 重複有り
		網走開発建設部長表彰あり(同一事業部門限定)	1.0	
		工事成績優秀企業	0.5	
技術者	北海道開発局長優良工事表彰等。または、高度なマネジメントの経験。(過去4年間。但し、舗装工事のみ工事区分「舗装」での表彰を評価。)	局長表彰あり(同一事業部門限定) または、高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)	3.0	3.0 重複なし
		網走開発建設部長表彰あり(同一事業部門限定)	1.5	

注) 対象とする場合には、上表の表彰部分に使用する。

○舗装工事 選択項目(標準項目に原則的に追加して評価)

企業	舗装施工管理技術者 (一般社団法人日本道路建設業協会認定資格)	1級×1+2級×0.5の値を評価	1.0以上	1.0 0.0	1.0
		1.0未満	0.0		
		技能者の元請比率	(元請の配置予定技能者数+子会社の配置予定技能者数)/全配置予定技能者数	0.7以上 0.7未満	1.0 0.0
主要機械の元請比率 注1)	(元請が保有している配置予定主要機械数+子会社が保有している配置予定主要機械数+元請が長期リースしている配置予定主要機械数)/全配置予定主要機械数	0.5以上 0.5未満	1.0 0.0		

注1) ICT活用工事の場合は評価対象外

○漁港工事 選択項目(標準項目に原則的に追加して評価)

企業	漁港漁場関係事業優良請負者表彰(過去2年間)	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり なし	1.0 0.0	1.0
技術者	施工環境監理者の資格	技術士(水産土木)を有している 水産工学技士を有している 上記以外	1.0 0.5 0.0	

○作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	作業船の保有	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上 保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満 保有比率20%未満または保険支払比率20%未満 上記以外	1.0 0.5 0.0 0.0	1.0

※技術提案評価型A型、技術提案評価型S型(WTO)を除く。

○評価項目

評価項目	評価基準	技術提案評価型							
		非WTO				WTO			
		S型		A型		S型		A型	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○環境性能の高い作業船を使用する港湾・漁港工事(必須項目)

企業	環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)又は、環境性能の高い作業船(新造船)の評価	保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、出資比率50%以上	1.0	(0.5)	1.5
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、20%以上50%未満	0.5	(0.2)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した船であり、20%未満	0.0	0.0	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、出資比率50%以上	1.5	(0.7)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、20%以上50%未満	1.0	(0.5)	
		保有状況で提示した作業船に設定されている原動機がすべて環境性能を達成した新造船であり、20%未満	0.5	(0.2)	
		上記以外	0.0	(0.0)	

※平成22年改正前の窒素酸化物放出量基準を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2を乗じて加点する。【表中の()数値】

※環境性能の高い作業船(作業船に設置されている原動機)の評価又は環境性能の高い作業船(新造船)の評価の、どちらか高い配点の基準を採用し、重複した評価はしない。

○ICT活用工事(選択項目)

企業	ICTの活用	活用あり	2.0	2.0
		活用なし	0.0	

○登録基幹技能者等の活用(選択項目)

企業	登録基幹技能者、建設マスター、技能者を対象工事に配置した場合(元請け又は一次下請け)	登録基幹技能者を配置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
		建設マスターを配置	1.0					1.0		
		重複なし	0.5					0.5	0.5	0.5
		重複なし	0.0					0.0	0.0	0.0
		上記以外	0.0					0.0	0.0	0.0

○ワークライフバランス等推進企業に対する評価

企業	企業の能力等	ワーク・ライフ・バランス等推進企業等 ※6	次に掲げるいずれかの認定を受けている	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0
			①女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)								
			②次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)								
			③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)								

令和5年度 総合評価落札方式の評価項目と配点(網走開発建設部)

【一般土木・舗装】

令和6年1月1日以降適用

○評価項目

評価項目	評価基準	技術提案評価型							
		非WTO				WTO			
		S型		A型		S型		A型	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

企業	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、賃上げの実施を従業員に表明した企業等の評価	【大企業の場合】対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加 【中小企業の場合】対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加	賃上げ配点 計算式 (技術者の小計+企業の小計)×5%(小数点以下切上げて整数にする)・・・① ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)≥5% ①が配点 ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)<5% ①に1点加した点数が配点
----	---	--	---

○賃上げ基準に達していない企業への減点措置

企業	賃上げの実施を従業員に表明したが、賃上げ基準に達していない企業への減点	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 ※技術提案評価型は「段階選抜後」に減点	・該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)
----	-------------------------------------	--	---

- ※1 「一般土木」工事では、工事区分「維持」の維持工事(年間維持除雪等)の成績も評価対象とする。(道路部門限定)
- ※2 「舗装」工事では、工事区分「維持」の舗装補修工事又は舗装維持工事の成績も評価対象とする。(道路部門限定)
- ※3 国土交通省i-Construction 大賞は「河川・道路・港湾(漁港を除く)・営繕」部門のみ対象とする。また、優良工事表彰と国土交通省i-Construction 大賞、北海道開発局i-Con奨励賞の重複加点は行わず、評価値の高い方で評価を行う。
- ※4 海外インフラプロジェクト優秀技術者認定・表彰制度に係る評価は「河川・道路・港湾(漁港を除く)」部門のみ対象とする。
- ※5 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績

災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災訓練及び支援体制を対象とする。

なお、各項目の評価対象期間は以下のとおりとする。

【a,b】令和2年度以降から公告開始日時点

【c,d】公告開始日時点

また、災害活動の実態(活動実績)、防災訓練、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績については、以下のとおり記載すること。

a 災害時における活動実績

①災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出勤待機、巡回及び災害対策用機械の運搬等直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。  
 なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、活動実績に関する書類については、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請があったことを確認出来る資料又は表彰状、感謝状若しくは礼状とする。国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動についての確認書類は、表彰状、感謝状又は礼状に限る。

②評価対象の範囲は、オホーツク総合振興局管内での活動等とする。ただし、網走開発建設部の要請による活動であれば管外での活動も可とする。

③維持除雪工事等(道路)の本来の工事区間内、受注者として実施する災害対応については、災害活動実績の対象としない。

b 防災訓練の実績

オホーツク総合振興局管内にて、国、地方自治体(地方自治体や町内会及び学校)が実施するもので、地域の防災活動に繋がる防災訓練の実施や協力した実績を有していること。防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。

c 災害活動拠点の保有

オホーツク総合振興局管内に、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害対応時に資機材の保管が可能な倉庫及び土地を保有していることとする。ただし、利用可能な土地は2,500㎡以上(倉庫を含む)とする。申請に当たり、倉庫等の保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料の写しを添付すること。賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。

d 通年保有資機材の保有

オホーツク総合振興局管内に、災害対応時に利用可能な複数の種類(船舶等も可とする)の資機材(災害協定の資機材一覧における資機材等)を常時保有(災害対応時にリースするものは対象外)していることとする。通年保有資機材については、災害協定締結時の資料として添付された保有状況一覧及び当該団体にて災害対応資機材の保有を証する証明書の写しを添付すること。また、災害協定締結がない、自社が保有する資機材等の場合は、企業等代表者名で作成された保有災害対応資機材一覧表(押印不要)を添付すること。長期リース契約が締結されている場合は、その内容が確認できる資料を添付すること。

※6 一般土木及び建築のうち、WTO政府調達協定対象工事及びA等級の工事を対象とする。段階選抜方式を採用する発注に当たっては、第一段階選抜において評価することも可能。

①は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

②は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

③は、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。



令和5年度 総合評価落札方式の配点項目と配点(網走開発建設部)

【鋼橋上部・PSコンクリート・維持・塗装・造園】

令和5年8月10日以降適用

○評価項目

評価項目	評価基準	タイプ	施工能力評価型				施工能力評価型								
			I型①		I型②		地域維持型 (JV対象工事)	I型①				II型			
			鋼橋上部・PSコンクリート					管渠清掃 植栽維持・塗装※1	舗装維持・河川 維持・造園※1,※3		維持・造園※1				
			道内本支店・営業所				道内本店		道内本店 道内本支店・営業所		管内本店		道内本店 管内本店		
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点
工事成績 (過去2年間の開発局発注工事の成績 平均点)	83点以上	6.0		6.0		6.0		5.0		5.0		5.0		5.0	
	82点以上83点未満	5.5		5.5		5.5		4.6		4.6		4.6		4.6	
	81点以上82点未満	5.0		5.0		5.0		4.2		4.2		4.2		4.2	
	80点以上81点未満	4.5		4.5		4.5		3.8		3.8		3.8		3.8	
	79点以上80点未満	4.0		4.0		4.0		3.4		3.4		3.4		3.4	
	78点以上79点未満	3.5		3.5		3.5		3.0		3.0		3.0		3.0	
	77点以上78点未満	3.0	6.0	3.0	6.0	3.0	6.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0
	76点以上77点未満	2.5		2.5		2.5		2.2		2.2		2.2		2.2	
	75点以上76点未満	2.0		2.0		2.0		1.8		1.8		1.8		1.8	
	74点以上75点未満	1.5		1.5		1.5		1.4		1.4		1.4		1.4	
	73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
	72点以上73点未満	0.5		0.5		0.5		0.6		0.6		0.6		0.6	
72点未満、又は実績なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
表彰等 [過去2年間の局長等優良工事成績、 過去1年間の北海道開発局i-Con奨励 賞、受賞決定日の翌1日から2年間 の国土交通省i-Construction大賞又は インフラDX大賞及び当該年度の工事 成績優秀企業。ただし、舗装工事のみ 工事区分「舗装」での表彰を評価。]	局長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞:大臣賞あり(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	網走開発建設部長表彰または国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞:優秀賞あり(同一事業部門限定)	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
	北海道開発局i-Con奨励賞あり(同一事業部門限定)	0.5	重複なし (※4)	0.5	重複なし (※4)	0.5	重複なし (※4)	0.5	重複なし (※4)	0.5	重複なし (※4)	0.5	重複なし (※4)	0.5	重複なし (※4)
	工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
NETIS登録技術の活用 [新技術活用の義務化対象工事では使用しない。] ※4	①当該工事の関連分野での技術開発実績(NETIS登録)あり	0.5		0.5											
	②有用な新技術の当該工事への活用あり	0.5	1.0	0.5	1.0										
	上記①と②が同技術である	1.0		1.0											
	②有用な新技術の当該工事への活用あり	0.0	重複なし	0.0	重複なし										
地域精 通度	オホーツク総合振興局管内本店	1.0	-	1.0	-			1.0	2.0	2.0				2.0	2.0
	道内本店かつオホーツク総合振興局管内支店・営業所	0.5		0.5				0.5	1.0	1.0				1.0	(管内本 店が条件 の時は配 点なし)
	道内本店	0.3	1.0	0.3	1.0			0.0	0.5	0.5	2.0			0.0	
	北海道内に工場が存在 道内支店・営業所	-	0.5	-	0.5			-	0.0	0.0	※6			-	
近隣地域での施工実績 (過去10年間のオホーツク総合振 興局管内実績)	5件以上あり	1.0		1.0		1.0		1.0	2.0	2.0	2.0		2.0	2.0	2.0
	4件以下又はなし	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0

企業

令和5年度 総合評価落札方式の配点項目と配点(網走開発建設部)

【鋼橋上部・PSコンクリート・維持・塗装・造園】

令和5年8月10日以降適用

○評価項目

評価項目	評価基準	タイプ	施工能力評価型				施工能力評価型								
			I型①		I型②		地域維持型 (JV対象工事)	I型①				II型			
			鋼橋上部・PSコンクリート					管渠清掃 植栽維持・塗装※1	舗装維持・河川 維持・造園※1,※3		維持・造園※1				
			道内本支店・営業所		道内本店		道内本店 道内本支店・営業所		管内本店		道内本店 管内本店				
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点
地域貢献度	災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績 ※7	a 災害時における活動実績あり b 防災訓練の実績 c 管内に災害活動拠点とした社屋を除く倉庫等保有 d 管内に通年保有資機材の保有 なし	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c 及びdのみ重 複あり	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c 及びdのみ重 複あり	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c 及びdのみ重 複あり	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c 及びdのみ重 複あり	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c 及びdのみ重 複あり	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0	1.0 最大1点まで ただし、b、c 及びdのみ重 複あり	1.0 0.5 0.5 0.5 0.0
	災害活動の実態(協定の締結)	a 国の機関との締結あり b 地方自治体との締結あり なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 0.5 0.0
小計(企業配点)			17.5		17.5		17.5		17.5		15.5		17.5		
技術提案等	施工計画	適切に記載されている 不適切に記載である、又は未記載	/		可 不可 失格		可 不可 失格		/		/		/		
ヒアリング	技術者の施工監理能力	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	/		7.0 × 1.0 3.5 × 0.5 0.0 × 0.0		7.0 × 1.0 3.5 × 0.5 0.0 × 0.0		/		/		/		
	技術者の施工計画の理解度	施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不適切である	/		可 不可 失格		可 不可 失格		/		/		/		
配点合計			37.0		36.5		36.5		37.0		35.0		36.5		

○地域維持型のJV対象工事の本支店・営業所

企業	所本	当該事務所管内本店	1.0	
支	所	オホーツク総合振興局管内本店	0.5	1.0
在	地	上記以外の道内本店・支店・営業所	0.0	

※地域維持型JV対象工事の評価基準を上記のとおり読み替えてください。

○ICT活用工事(選択項目)

企業	ICTの活用	活用あり 活用なし	/		2.0 0.0		2.0		/		2.0 0.0		2.0	
----	--------	--------------	---	--	------------	--	-----	--	---	--	------------	--	-----	--

○登録基幹技能者等の活用(選択項目)

企業	登録基幹技能者、建設マスター、技能者を対象工事に配置した場合(元請け又は一次下請け)	登録基幹技能者を配置 建設マスターを配置 技能士を配置 上記以外	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 重複なし	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 1.0 0.5 0.0	1.0 1.0 0.5 0.0
----	--	---	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------	--------------------------	-------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

令和5年度 総合評価落札方式の配点項目と配点(網走開発建設部)

【鋼橋上部・PSコンクリート・維持・塗装・造園】

令和5年8月10日以降適用

○評価項目

評価項目	評価基準	タイプ	施工能力評価型				施工能力評価型								
			I型①		I型②		地域維持型 (JV対象工事)	I型①				II型			
			鋼橋上部・PSコンクリート					管内本店 道内本支店・営業所	管内本店		管内本店		管内本店		
			道内本支店・営業所				道内本店		道内本店 道内本支店・営業所		管内本店		道内本店 管内本店		
評価		配点		評価		配点		評価		配点		評価		配点	

○施工体制評価点

品質確保の実効性 ※0.1億円以上対象 ※分任官発注工事は対象としない	施工体制が十分確保、要求要件をより確実に実現可能 施工体制が概ね確保、要求要件を確実に実現可能 その他	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0
施工体制確保の確実性 ※0.1億円以上対象 ※分任官発注工事は対象としない	施工体制が十分確保、要求要件をより確実に実現可能 施工体制が概ね確保、要求要件を確実に実現可能 その他	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0	15.0 5.0 0.0	15.0

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

企業	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、賃上げの実施を従業員に表明した企業等の評価	【大企業の場合】対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの軽金受給額を3%以上増加 【中小企業の場合】対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加	賃上げ配点 計算式 (技術者の小計+企業の小計)×5%(小数点以下切上げて整数にする)・・・① ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)≥5% ①が配点 ①÷(技術者の小計+企業の小計+①)<5% ①に1点加点した点数が配点
----	---	--	---

○賃上げ基準に達していない企業への減点措置

企業	賃上げの実施を従業員に表明したが、賃上げ基準に達していない企業への減点	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 ※技術提案評価型は「段階選抜後」に減点	・該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する (賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)
----	-------------------------------------	--	---

令和5年度 総合評価落札方式の配点項目と配点(網走開発建設部)

【鋼橋上部・PSコンクリート・維持・塗装・造園】

令和5年8月10日以降適用

○評価項目

評価項目	評価基準	タイプ	施工能力評価型				施工能力評価型							
			I型①		I型②		地域維持型 (JV対象工事)	I型①				II型		
		鋼橋上部・PSコンクリート				道内本店 道内本支店・営業所		管内本店		管内本店		道内本店 管内本店		
		道内本支店・営業所					道内本店		管内本店		管内本店		道内本店 管内本店	
		評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	

- ※1 工事区分「造園」・「塗装」で発注する工事は、工事成績優秀企業(0.5点)を評価項目として設定しない。
- ※2 鋼橋上部・PSコンクリートの地域精通度、左欄はPSコンクリート、右欄は鋼橋上部に対応している。
- ※3 区画線設置工事(塗装)をII型で発注する場合は、維持・造園II型を参照すること。
- ※4 国土交通省i-Construction 大賞は「河川・道路・港湾(漁港を除く)・営繕」部門のみ対象とする。また、優良工事表彰と国土交通省i-Construction 大賞、北海道開発局i-Con奨励賞の重複加点は行わず、評価値の高い方で評価を行う。
- ※5 海外インフラプロジェクト優秀技術者認定・表彰制度に係る評価は「河川・道路・港湾(漁港を除く)」部門のみ対象とする。
- ※6 I型①(管渠清掃・植栽維持・塗装)の地域精通度配点、左欄は道内本店、右欄は道内本支店営業所に対応している。
- ※7 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績  
 災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災訓練及び支援体制を対象とする。  
 なお、各項目の評価対象期間は以下のとおりとする。  
 【a,b】令和2年度以降から公告開始日時点  
 【c,d】公告開始日時点  
 また、災害活動の実態(活動実績)、防災訓練、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績については、以下のとおり記載すること。  
 a 災害時における活動実績  
 ①災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出勤待機、巡回及び災害対策用機械の運搬等直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。  
 なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、活動実績に関する書類については、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請があったことを確認出来る資料又は表彰状、感謝状若しくは礼状とする。国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動についての確認書類は、表彰状、感謝状又は礼状に限る。  
 ②評価対象の範囲は、オホーツク総合振興局管内での活動等とする。ただし、網走開発建設部の要請による活動であれば管外での活動も可とする。  
 ③維持除雪工事等(道路)の本来の工事区間内、受注者として実施する災害対応については、災害活動実績の対象としない。  
 b 防災訓練の実績  
 オホーツク総合振興局管内にて、国、地方自治体(地方自治体や町内会及び学校)が実施するもので、地域の防災活動に繋がる防災訓練の実施や協力した実績を有していること。防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。  
 c 災害活動拠点の保有  
 オホーツク総合振興局管内に、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害対応時に資機材の保管が可能な倉庫及び土地を保有していることとする。ただし、利用可能な土地は2,500㎡以上(倉庫を含む)とする。申請に当たり、倉庫等の保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料の写しを添付すること。賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。  
 d 通年保有資機材の保有  
 オホーツク総合振興局管内に、災害対応時に利用可能な複数の種類(船舶等も可とする)の資機材(災害協定の資機材一覧における資機材等)を常時保有(災害対応時にリースするものは対象外)していることとする。通年保有資機材については、災害協定締結時の資料として添付された保有状況一覧及び当該団体にて災害対応資機材の保有を証する証明書の写しを添付すること。また、災害協定締結がない、自社が保有する資機材等の場合は、企業等代表者名で作成された保有災害対応資機材一覧表(押印不要)を添付すること。長期リース契約が締結されている場合は、その内容が確認できる資料を添付すること。





Table with columns for Evaluation Item, Evaluation Standard, and scores for Electrical, Mechanical, and Maintenance categories.

登録基幹技能者等の活用(選択項目)

Table for registration of core skills workers, including criteria like 'registered core skills workers' and 'registered master workers'.

若手技術者の年齢による加点(選択項目)

Table for adding points based on the age of young technicians, with criteria like 'age of young technicians' and 'age of young technicians'.

※基準は公告日時点の満年齢

減点項目

Table for deduction items, including 'bid stoppage status' and 'bid stoppage status'.

施工体制評価点

Table for construction system evaluation points, including 'quality assurance effectiveness' and 'construction system confirmation'.

監理(主任)技術者の資格(選択項目)

Table for supervisor qualifications, including 'technician' and 'supervisor'.

ワークライフ・バランス等推進企業に対する評価

Table for evaluating work-life balance promotion companies, including 'company capabilities' and 'company capabilities'.

買上げを実施する企業に対する加点措置

Table for adding points for companies implementing buy-up measures, including 'company' and 'company'.

買上げ基準に達していない企業への減点措置

Table for deduction measures for companies not meeting buy-up standards, including 'company' and 'company'.

- ※1 配置予定技術者が特例監理技術者として配置予定であり、本工事が2件目の配置となる場合には、優良工事表彰を受けている場合でも評価しない。
※2 国土交通省・Construction 大賞は「河川・道路・港湾(漁港を除く)・営繕」部門のみ対象とする。
※3 地域精通度の( )書きは、工事区分等級A以外の工事の場合に適用する配点とする。
※4 災害活動の実態(活動実績)、防災訓練の実績、災害活動拠点及び通年保有資機材の実績
災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災訓練及び支援体制を対象とする。
【a,b】令和2年度以降から公告開始日時点
【c,d】公告開始日時点
a 災害時における活動実績
①災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出動待機、巡回及び災害対策用機械の運搬等直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。
なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、活動実績に関する書類については、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請があったことを確認出来る資料又は表彰状、感謝状若しくは礼状とする。国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動についての確認書類は、表彰状、感謝状又は礼状に限る。
②評価対象の範囲は、オーソーク総合振興局管内での活動等とする。ただし、網走開発建設部の要請による活動であれば管外での活動も可とする。
③維持除雪工事等(道路)の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害活動実績の対象としない。
b 防災訓練の実績
オーソーク総合振興局管内にて、国、地方自治体(地方自治体や町内会及び学校)が実施するもので、地域の防災活動に繋がる防災訓練の実施や協力した実績を有していること。防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。
c 災害活動拠点の保有
オーソーク総合振興局管内に、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害対応時に資機材の保管が可能な倉庫及び土地を保有していることとする。ただし、利用可能な土地は2,500㎡以上(倉庫を含む)とする。申請に当たり、倉庫等の保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料の写しを添付すること。賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。
d 通年保有資機材の保有
オーソーク総合振興局管内に、災害対応時に利用可能な複数の種類の種類(船舶等も可とする)の資機材(災害協定の資機材一覧における資機材等)を常時保有(災害対応時にリリースするものは対象外)していることとする。通年保有資機材については、災害協定締結時の資料として添付された保有状況一覧及び当該団体に災害対応資機材の保有を証する証明書の写しを添付すること。また、災害協定締結がない、自社が保有する資機材等の場合は、企業等代表者名で作成された保有災害対応資機材一覧表(押印不要)を添付すること。長期リース契約が締結されている場合は、その内容が確認できる資料を添付すること。
※5 一般土木及び建築のうち、A等級の工事を対象とする。
①は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
②は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
③は、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。